

平成 22 年第 1 回多賀城市議会臨時会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 22 年 3 月 30 日（火曜日）

◎出席委員（19 名）

委員長 尾口 好昭

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（2 名）

雨森 修一 委員

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

総務部理事(兼)管財課長 佐藤

昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

商工観光課長 佐藤 慶輝

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 紺野 哲哉

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 佐藤 利夫

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 郷家 栄一

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 但木 正敏

下水道課長補佐 今野 淳

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午後 1 時 40 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

それでは、ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介を申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

今、そこに参りましたら、藤原委員が年長委員長の手当が必要だと、こう言っていました。ぜひね、それを提案をしていただきたいと、このように思います。

まあ、このぐらいいにして、きょうは御苦労さまでございます。

委員会条例に基づきまして臨時に委員長の職務を行いますのでよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は 19 名であります。本日は、雨森修一委員、松村敬子委員から欠席届けが出されておりますので、御報告を申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。

特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、委員長は尾口好昭委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は、尾口好昭委員に決しました。

以上で、私の任務を終わります。どうもありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、尾口好昭委員長席に着く)

○尾口委員長

ただいま臨時委員長の方から御指名をいただきました。常任委員長輪番制ということで私が補正予算特別委員会の委員長の任につかさせていただきました。

臨時議会で補正予算の特別委員会を開くというのは、まことにまれなことではありますが、国の方でも政権交代とかございまして、それに伴う政策の変更や、また財源の組み替えが主なものであろうかと思えます。そういう意味ではこの委員会、まれに見る貴重な体験と経験を積んだような委員会でありますので、そのような意味で意義のある委員会であろうかと思えます。皆さん方、御協力いただきまして審査していただきますが、よろしく願いいたします。

○尾口委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾口委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には同じく常任委員会副委員長の米澤まき子委員をお願いいたします。

-
- 議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 8 号)
 - 議案第 30 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

○尾口委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 8 号) から議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。

本件につきましては、提出者からの提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に一括質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾口委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算(第 8 号)から議案第 31 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 1 号)までを議題といたします。

● 一括説明

○尾口委員長

関係課長等から一括して順次説明を求めます。

○伊藤市長公室長

それでは、まず初めに、私からこのたびの補正予算の全体像について御説明を申し上げ、その後、所要の歳入歳出補正予算の事項別明細について担当課長等から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料 2 の 2 ページをお願いしたいと存じます。

このたびの補正予算でございますが、その主なものは、さきの 2 月定例会におきまして財政経営担当補佐から御説明を申し上げたとおり、国の平成 21 年度第 1 次補正予算並びに第 2 次補正予算で措置されました地域活性化・公共投資臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金等を活用し、本市の地域課題に則した地域活力向上のために必要な事業費等について、平成 21 年度予算と平成 22 年度予算とを一体として編成したものであります。

お聞きいただいたこの資料でございますが、左側のページに平成 21 年度における国の対応を、右側のページにはそれらの国の経済対策に基づく本市の対応を記載してございます。

まず、左側の上段に記載しております経済危機対策でございますが、国の第 1 次補正予算によって措置された財源をもとに、右側のページに記載のとおり、これまで第 3 号から第 7 号まで 4 度にわたる補正予算を編成し、積極的に関連事業を実施してまいりました。

主なところでは、右側のページの一番上の囲みの部分、平成 21 年度一般会計補正予算(第 3 号)と記載のある部分でございますが、昨年 7 月の臨時議会で御審議いただきました総額約 1 億 7,000 万円の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した、保育所並びに留守家庭児童学級への冷暖房設備の設置。それから、次に文化センターのトイレ改修、また、老人福祉センターの施設改修など計 20 本以上にわたる経済危機対策関連事業の実施に始まり、二つ目の囲みに移りまして、9 月定例会で御審議いただきました補正予算(第 4 号)では、地域環境保全特別基金事業補助金、いわゆる通称「地域グリーンニューディール」に基づく住宅用太陽光発電導入補助事業や、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金を活用した小規模特別養護老人ホームの建設補助事業を。さらに、三つ目の囲みに移りまして、12 月定例会の補正予算(第 6 号)では、安全・安心な学校づくり交付金を活用した天真小学校並びに第二中学校の地震補強等工事やまちづくり交付金を活用した旭ヶ岡街路 1 号線

外 8 線道路改良事業を。また、四つ目の囲みに移りましてさきの 2 月定例会の補正予算（第 7 号）では、安全・安心な学校づくり交付金を活用した小中学校への太陽光発電導入事業を行うこととしたものであります。

そこで、今回の補正予算でございますが、その制度内容の詳細や本市に対する交付金の総額が決まっていなかったために、これまでの補正予算への計上がかなわなかったものにつきまして補正をさせていただくものでございます。

次の囲みの部分、ちょうど囲みの背景部分が濃い色で表示されている部分をごらんいただきたいと存じます。

平成 21 年度一般会計補正予算（第 8 号）並びに平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号）との一体的な補正予算を編成させていただくものでございます。

まず、国の第 1 次補正予算に基づく地域活性化・公共投資臨時交付金でございますが、こちらはようやくその交付額が確定したことに伴い、平成 21 年度と平成 22 年度の予算において所要の補正予算を計上させていただくものでございます。

また、あわせて緊急雇用創出事業交付金にも追加配分がございましたので、平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号）により関係する歳入歳出予算を計上させていただくものであります。

なお、地域活性化・公共投資臨時交付金でございますが、国の経済対策と歩調を合わせて公共事業を行う地方公共団体の負担を軽減するという趣旨にのっとり、その一部を山王地区公民館体育館の耐震改修事業の地方負担として起債発行により措置していた額に充当するほか、その残りの交付金については、先ほど条例審議の中で御説明したとおり、独自の基金を設置し、その基金に積み立てることによって平成 22 年度及び平成 23 年度に行う建設単独事業に活用するものでございます。この基金を活用して実施する建設事業の詳細については、後ほど改めて御説明を申し上げます。

以上のとおり国の第 1 次補正予算に基づく本市の補正予算は、このたびの補正予算の計上をもってひとまず完結をいたします。そうは申しましても、これらの関連事業の中には翌年度に繰り越す事業や基金に積み立てた上で対象事業の財源に活用するということがございますので、必要に応じて今後も所要の補正を編成することもあるかと存じますので、その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、このページの下の方をごらんいただきたいと存じます。

こちらは、昨年末に策定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に関連するものでございます。その緊急経済対策でございますが、策定当時の経済の現状認識を緩やかなデフレ状況にあるとした上で、景気回復のための経済対策を示すことにより、暮らしの再建、地方の活力の回復など、活用できる財源を最大限に活用して、経済を上向かせる力の結集を図ったものとされております。中でもこの緊急経済対策の推進に取り組む地方公共団体向けの支援策として、きめ細かなインフラ整備等に要する交付金や現下の厳しい経済情勢の中で地方公共団体に必要な財源を確保するための措置として、地方税等の減収に伴う減収補てん債の発行に関する具体的な措置が掲げられたところでございます。

このような対策のもとで編成された国の第 2 次補正予算は、総額 7 兆 2,000 億円の規模で、第 1 次補正予算の執行予定額であった 2 兆 7,000 億円執行停止等を初めとした既定経費の減額を行った上で、その税源となる国税収入の減収を埋めるべく、特例公債の発行により賄ったものとなっております。

そこで、このたびの本市の補正予算で計上させていただく経費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で、総額 8,163 万円の交付金を活用した関連事業費につきまして、平成 22 年度当初予算からの前倒しを含めた 4 種の事業経費を平成 21 年度の補正予算（第 8 号）で計上させていただくほか、総額 7 億 1,030 万円の減収補てん債を発行することによって、地方税等の減収に伴う一般財源の補てん措置を講じさせていただくものでございます。

以上が、このたびの主な補正予算の全体像でございますが、引き続きこれらの交付金や減収補てん債の制度の詳細、またこれらを活用して行う各種事務事業の内訳につきまして、財政経営担当補佐から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、私からはこのたびの補正予算に計上させていただいた各種交付金等の制度の枠組み、そしてこれらの交付金等を活用した充当事業の内訳等につきまして御説明をさせていただきますので、次のページ、4 ページをお願いしたいと存じます。

4 ページの頭書きの 1 の「地域活性化・公共投資臨時交付金事業制度の枠組み」でございますが、本制度の枠組みはこの 4 ページに記載のとおりでございますが、まず（1）の制度の目的につきましては、こちらは国の経済危機対策に伴い地方公共団体が公共事業を追加して実施する場合に、その費用負担の軽減を図るというものでございます。

（2）の交付対象事業でございますが、この公共投資臨時交付金を充当できる事業は建設地方債の発行対象事業で、国庫補助を受けている事業にあつては国が指定する事業だけに充当することができるとされております。また、本市のように基金に積み立てて、平成 22 年度及び平成 23 年度の事業に活用する場合には、地方単独事業に限るとされております。

次に、（3）の交付対象経費でございますが、交付対象事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用の全額に活用することができるとされてございます。

（4）の交付限度額の算定でございますが、こちらは公共投資臨時交付金の交付額算定がどのように行われたかを記載してございます。その算定に際しましては、国の第 1 次補正予算に計上された公共事業の地方負担額等を基礎として、その地方公共団体の財政力に応じた算定される仕組みとなっております。したがって、国の補正予算に基づく追加の公共事業を実施しない団体には、この交付金は交付されない仕組みとなっております。本市の交付額 5 億 4,030 万 5,000 円の算定ベースとなった公共事業は、下の囲みの中に記載している事業となっております。

このようにして算定された公共投資臨時交付金ですが、本市ではこの 5 億 4,000 万円をその算定ベースとなった公共事業に充当はしませんでした。なぜ充当しなくてもよろしいかと申し上げますと、これらの事業につきましては国の補正予算で措置された公共事業でございますので、補正予算債という後年度の元利償還金の 100%が交付税措置されるという起債措置がございますので、こちらの方を活用することによりその 5 億 4,000 万円は、次の 5 ページに掲げる新たな公共事業に活用することで、さらに地域経済の活力向上を目指すこととしたものでございます。

ここで、その 5 ページの内訳の説明をさせていただく前に、大変申しわけないのですが、資料の訂正をお願いしたいと存じます。

この 5 ページに二つの表を記載してございます。上の方が平成 21 年度補正予算関係、そして、下の方が平成 22 年度補正予算関係とございますが、そのうち下の方の平成 22 年度補正予算関係の表のちょうど 5 番目の行に、中ほどまで進みますと色のついた部分がござい

まして、そこに「物件移転補償調査再算定業務委託料」と記載のある部分がございますが、そのうち「再算定」の「再」の一字を削除していただくようお願い申し上げます。「再算定」の「再」の一字の削除をお願いしたいと存じます。おわびを申し上げまして、訂正をお願いしたいと存じます。

さて、改めさせていただきまして、その事業の内訳でございますが、まず平成 21 年度補正予算関係でございますが、山王地区公民館体育館新築工事におきまして当初予定しておりました、こちら交付税措置のない一般単独事業債のかわりとしまして、これと同程度の 1 億 3,030 万 5,000 円の交付金の充当を行い、費用負担の軽減を図るものでございます。残りの 4 億 1,000 万円につきましては、地域活性化・公共投資臨時基金に積み立てるべく所要の補正計上をさせていただくものでございます。

次に、平成 22 年度の補正予算関係でございますが、こちらはただいま御説明を申し上げましたこの公共投資臨時基金に積み立てます 4 億 1,000 万円のうち、平成 22 年度に取り崩しを予定している事業でございます。新規事業といたしましては、上から 1 番目の市民活動サポートセンター改修工事設計業務委託、2 番目の市民活動サポートセンター等駐車場整備工事、3 番目の西部児童センター大規模改修設計業務委託、そして、ちょっと飛びまして 8 番目の第二中学校プール改修設計業務委託、そして、次の 9 番目の大代地区公民館体育館改修設計業務委託に充当するものでございます。なお、これら五つの新規事業につきましては、市民活動サポートセンター等駐車場整備工事を除きまして、平成 23 年度に本工事を実施する計画としております。

また、それら以外の基金充当事業につきましては、本来のこの公共投資臨時交付金が有する制度の趣旨にかんがみまして、地方単独事業に要する費用負担の軽減を図るべく平成 22 年度当初予算計上の既定の建設事業費の財源組み替えに活用させていただくものでございます。

なお、それぞれの新規に追加する事業の内容につきましては、後ほど事項別明細書の中で担当課長等から説明することとしておりますので、ここではその説明を省略させていただきます。

次の 6 ページをお願いしたいと存じます。

こちらは、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業制度の枠組み」でございますが、まず、(1) の制度の目的でございます。こちらは国の第 2 次補正予算に伴う財源措置でございます。まして、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づく地方のきめ細かなインフラ整備事業を行うために必要な費用に対する交付金となっております。

(2) の交付対象事業でございますが、このきめ細かな臨時交付金を充当できる事業は、国庫補助を受けている事業にあつては国が指定する事業でかつ平成 21 年度予算に計上される事業とされまして、一方で地方単独事業におきましては、平成 22 年、ことしの 1 月 1 日以降の予算に計上されていることが前提とはなるものの、先ほどの公共投資臨時交付金と異なりまして、建設事業以外にも公共または公用施設の修繕に充当することができるとされてございます。

次に、(3) の交付対象経費でございますが、こちら地方公共団体が負担する費用の全額に活用することができるとされてございます。

(4) の交付限度額の算定でございますが、こちらは地方交付税の基準財政需要額に地方再生対策費というものがございまして、こちらをもとに地方の財政力を勘案して算定されるということになってございます。

そのようにして算定された交付限度額につきましては、下の囲みの部分に記載のあるとおり、第1次分として7,729万9,000円。そして、その第1次分の交付限度額に基づき実施計画を多賀城市で策定しまして、その実施計画をもとに再配分された第2次の交付限度額が433万1,000円でございます。なお、この第2次交付限度額につきましては、先ほど御説明を申し上げました地域活性化・公共投資臨時交付金を基金に積み立てた団体に対しては0.5倍の割り落としがあったものでございます。この割り落とし措置は当初の事務連絡ではなかったものでございまして、事後に明らかになったものでございます。

改めて申し上げますと、本市に対する交付金の総額8,163万円ございまして、その充当事業の内訳につきましては、7ページに記載のとおり平成22年度予算からの前倒しを含みまして、平成21年度補正で新規の追加をさせていただくものでございます。

7ページの表の上から一つ目の公共施設のトイレ改修事業の追加補正でございますが、こちらは図書館や総合体育館、市民プールなどの公共施設のトイレ改修を行うものでございます。

次に、2番目の公園遊具の撤去及び設置工事の追加補正。

続いて、3番目の多賀城東小学校を初めとした小学校の校庭遊具等の改修事業に要する経費の追加補正。

そして、4番目の事業でございますが、こちらは山王小学校のプール改修工事でございますが、設計業務を合わせた形としておりますが、こちら追加補正でございますが、この改修設計業務委託につきましては既に平成22年度当初予算に計上していたものですから、まずは平成22年度の補正においてこの設計業務委託の減額補正を行った上で、平成21年度において本工事とともに前倒しという形で追加補正を行わせていただくというものでございます。

なお、いずれの事業におきましてもこのきめ細かな交付金の補助率10分の10とされていることに対して、その充当額がこの表の右側を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、それに満たないのは入札等によって請負額が事業費額を下回った場合に執行残が生じるといったその様相を想定したものでございます。これにより、事業費に対する充当率は平均74%となるものでございます。

次のページ、8ページ目をお願いしたいと存じます。

続きまして、3の「減収補てん債の枠組」、こちらでございますが、まず(1)の制度の目的でございます。この起債につきましては、地方税等の減収に伴う一般財源の補てんという特別の起債で、通常予定されている建設事業債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合に、その不足額に充てるために特別に起こすことのできる起債でございます。

次に、(2)の充当対象事業でございますが、この減収補てん債が充当できるものは①に記載の、まず地方財政法の第5条ただし書きに建設事業債をうてるというふうな規定がございまして、この建設事業債を充当した残りの分、またその起債を充当していない建設事業の一般財源負担分がまず一つでございます。

次に②、こちらの方に記載のとおり、①による起債を起こしてもなお財源不足が生じる場合に、当該不足を生じると認められる額の範囲で起債を起こすことができるとされております。

続いて(3)の発行可能額でございますが、こちらの囲みに記載しておりますのは、減収補てん債の発行可能額の計算式となっております。その算定の計算式の考え方をまず簡単に申し上げますと、地方交付税を算定するに当たりまして、収入の部で前年度の実績額を用いる収入の費目がまず二つほどございまして、そのほかの費目は全国一律の伸び率等により算定されるものでございますが、その前年度の実績額を用いる二つの費目、そちらが市民税の法人税割と利子割交付金でございます。そちらの交付税上の収入額と実際のその年度の調定見込額との差が発行可能額というふうな形で計算されるという仕組みになっております。

本市におきまして約7億円もの差が生じて発行できなくなった理由でございますが、こちらはその平成20年度における大手企業からの法人税割の増収をもとにして算定されました平成21年度の法人税割の実績額が大幅に落ち込んだことに起因するところが大きいものでございます。なお、地方交付税の算定にあつては本市のように減収補てん債を発行しなくとも減収が生じたときには向こう3年間にわたって清算措置が講じられます。本市で減収補てん債を発行するのは、財政調整基金の方が年度末に至ってもなお9億円を超える繰り入れとなっていることにちょっと危惧をいたしまして、現下の不安定な経済情勢において幾らかでも手持ちの自由に活用できる現金残高を残しておきたいというふうな財政上の戦略によるものでもございますので、何とぞ御理解のほどをお願い申し上げます。

なお、(4)の地方交付税措置でございますが、この減収補てん債の元利償還金につきましては、後年度地方交付税の需要額に参入されるというふうなことになってございます。

なお、先ほど御説明申し上げましたとおり、このページの(2)の①の充当ルールに従いまして今回発行することとなる減収補てん債は、次の9ページに記載の11事業に充当させていただくものでございます。

なお、これらの財源充実に際しましては、いずれも極力一般財源の持ち出しを少なくすることを大前提といたしまして、本市の財政経営にとって負担のない有利な起債や交付金を最大限に活用して組み合わせたものとなっておりますので、その点どうぞ御了承をいただくようお願い申し上げます。

なお、これらの減収補てん債の充当に伴う補正につきましては、ただいま申し上げたとおりの趣旨でございますので、ここではその事業内容の説明は省略させていただきたいと存じます。

次のページ、10ページをお願いしたいと思います。

こちらは、緊急雇用創出事業の追加配分に係る雇用創出事業の追加または増額等の補正予算となっております。全部で4本の事業において延べ31名の雇用創出を予定してございます。

なお、この緊急雇用創出事業の制度の枠組みにつきましては、これまでも何度か御説明させていただきました内容と同様となっておりますので、特段の制度変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

また、各事業の追加または増額に係る事業内容につきましては、後ほど各担当課長から説明を申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、今回御提案を申し上げます主な補正予算に係る項目の概括を御説明させていただきました。

引き続き、事項別明細に基づきまして、担当課長から各事務事業の予算説明をさせていただきますが、その際、各交付金の財源充当だったり、減収補てん債の発行による財源組み替えだけの補正につきましては、ただいま私の方から御説明を申し上げたとおりの内容でございますので、各課長等からの説明は割愛をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、私からの説明を終わります。

- 議案第 29 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）

○佐藤管財課長

それでは、議案第 29 号 平成 21 年度一般会計補正予算（第 8 号）を御説明申し上げます。

- 歳出説明

○佐藤管財課長

資料 1 の 18 ページをお開き願います。

各科目ごと、歳出から御説明させていただきます。

2 款 1 項 6 目財産管理費で 3,081 万 1,000 円を増額補正するものでございます。

説明欄 1 の公共施設トイレ改修に要する経費でございますが、これは多賀城市の社会教育施設等のトイレにおいて一部の和式便器を暖房便座つき洋式便器へと改修することなどにより、高齢者の方や妊婦などへの利用環境の向上を図るものであります。対象施設は、大代地区公民館、市立図書館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、母子健康センターの 6 施設でございます。

ここで恐れ入りますが、9 ページをお開き願います。

9 ページです。第 2 表繰越明許費でございます。

一番上の 2 款 1 目総務管理費でございますが、事業名は公共施設トイレ改修事業で、ただいま御説明申し上げた事業でございます。繰越金額は 3,081 万 1,000 円で、事業費全額を繰り越すものでございます。なお、この事業の完了は平成 23 年 3 月を予定しております。

それでは、18 ページにお戻り願います。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18 目地域活性化・公共投資臨時基金費で 4 億 1,000 万円の増額補正を計上するものでございます。これは、先ほど来御説明を申し上げましたとおり、地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を基金に積み立てて、平成 22 年度及び平成 23 年度に行う建設単独事業に活用するものでございます。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

次に、20 ページから 23 ページまでを飛ばしまして、24 ページをお開きください。

6 款 3 項 1 目水産業振興費で 38 万 6,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄 1 の水産業振興に要する経費 19 節負担金補助及び交付金、養殖施設等緊急対策事業費負担金でございます。これは、チリ地震津波により被害を受けたノリ、ワカメ等養殖施設を海から陸揚げし処分するための費用であり、今回は航路確保のため陸揚げしたものの処分費で

ありまして、処理費用総額 1,500 万円のうち県が 3 分の 1 の 500 万円を補助し、残り 1,000 万円を塩竈市、利府町、多賀城市の 2 市 1 町で負担するものでありまして、本市の割合は 3.86%で 38 万 6,000 円を補正するものであります。

次に、恐れ入りますが、9 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費でございますが、ただいま説明申し上げました 6 款 3 項水産業費養殖施設等緊急対策事業費負担金で、38 万 6,000 円を繰り越すものでございます。これは、取りまとめを行う塩竈市で繰越明許費とすることから、同様に取り扱うものでございます。なお、被害を受けた養殖施設の処理のめどがつき次第、速やかに負担金の支出を行うこととしております。

○鈴木道路公園課長

恐れ入ります。次に、30 ページをお開き願います。

8 款 4 項 3 目公園費で 1,000 万円の増額補正を行うものでございます。

説明欄 5、公園遊具等改修事業、15 節工事費で、市内 12 公園の老朽化した遊具の撤去及び設置工事でございます。

恐れ入ります。9 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費で、8 款 4 項都市計画費のうち公園遊具等改修事業 1,000 万円を繰り越すものでございます。工事の完成につきましては、本年 10 月末を予定しております。

30 ページにお戻りください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

続きまして、8 款 4 項 4 目市街地開発事業費 2,177 万 2,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1 の連続立体交差事業費において 2,177 万 2,000 円を増額補正するものでございます。本来はさきの定例会において提出予定でしたが、県が JR との協議に時間を要したために、最終的に 3 月 2 日に事業費が確定したため、今議会に提出することとなりました。

増額補正の内訳ですが、交付金分で 1 億 1,300 万円の追加がありましたことから、県事業負担金として多賀城市の負担が 2,156 万円。さらに、県単独事業の増額分 50 万円に対する市の負担金として 21 万 2,000 円という内訳になっております。これによりまして、今年度の連続立体交差事業費の総額は 24 億 6,850 万円となりました。

現在の工事状況ですが、仮上り線のレールをすべて撤去しております。さらに、新下り線の基礎工事に着手しております。

ここで恐れ入りますが、9 ページをお開きください。

第 2 表の繰越明許費でございます。

8 款 4 項都市計画費の二つ目でございますが、ただいま歳出補正で説明いたしました連続立体交差事業費の県事業負担金につきましては、新下り線の基礎工事が若干おこなわれているということから 3,702 万 7,000 円を繰り越すものでございます。なお、完了は 9 月末を予定しております。以上です。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

32 ページをお開き願います。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 6,918 万 1,000 円を増額するものでございます。

説明欄 1 の小学校校庭遊具等改修事業で 3,000 万円を増額するものでございます。これは、全額が 15 節工事請負費で、多賀城小学校を除く 5 校で老朽化している滑り台やブランコ等の遊具計 10 台を撤去し、新たに滑り台と 6 人用ブランコをそれぞれ設置するものでございます。

次に、2 の学校プール施設改修事業(小学校)で 3,900 万円を増額するものでございます。これは老朽化していた山王小学校のプール改修事業を平成 22 年度で設計業務委託をし、平成 23 年度で改修工事を予定しておりましたが、このたびの交付金で対応することが可能となったことから、平成 22 年度中に設計及び改修工事を行うための予算を計上するものでございます。

次に、3 の城南小学校屋内運動場大規模改造等に要する経費 18 万 1,000 円は、後ほど歳入で御説明いたしますが、同事業に係る安全・安心な学校づくり交付金の増額決定通知を受けたことに伴い、増額となった分に係る事務費 18 万 1,000 円を計上するものでございます。

ここで 9 ページをお開き願います。

第 2 表線越明許費でございますが、10 款 2 項小学校費で、小学校校庭遊具等改修事業につきましては、事業費の全額を繰り越しさせていただくものでございます。また、完成予定は平成 23 年 2 月末を予定しております。

次の段、学校プール施設改修事業につきましても事業費の全額を繰り越しさせていただくもので、完成予定は平成 23 年 2 月末を予定しております。

次の段、城南小学校屋内運動場大規模改造工事につきましても事業費の全額を繰り越しさせていただくもので、完成予定は平成 22 年 10 月末を予定しております。

ここで恐れ入りますが、34 ページにお戻り願います。

○永沢生涯学習課長

4 項 3 目公民館費で 4,784 万 4,000 円の減額補正を計上するものでございます。かねてから進めてまいりました山王地区公民館体育館新築工事にかかわります 4 件の工事の契約額の確定に伴い、執行残を減額するものでございます。

○伊藤交通防災課長

ここで大変恐れ入りますが、9 ページをお開き願います。

第 2 表線越明許費でございますが、上から 4 段目の 9 款 1 項消防費におきまして、高崎二丁目地内既設防火水槽撤去工事に係る経費 535 万 5,000 円の繰り越しをいたすものでございます。繰り越す理由といたしましては、同既設防火水槽は幹線道路に接しておりまして、撤去工事実施に伴います交通規制に係る警察署との協議に時間を要したこと及び防火水槽周辺への養生作業期間を要するため、年度内完了が見込めないことから繰り越しをいたすものでございます。なお、工事完了は平成 22 年 4 月 30 日の予定でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入説明

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、14ページをお開き願います。

14款1項2目教育費国庫負担金で1,836万7,000円を増額するものでございます。これは、歳出でも御説明いたしました。城南小学校屋内運動場大規模改造工事交付金の増額決定を受けたことに伴い増額となったものでございます。

○小野市長公室長補佐(財政経営担当)

続きまして、2項5目総務費国庫補助金でございます。

5節地域活性化・経済危機対策臨時交付金で54万8,000円の減額補正を計上するものでございます。この経済危機対策臨時交付金につきましては、国からの交付限度額の決定通知を受けまして、昨年7月の臨時会で補正予算を計上させていただいたところでございますが、このたび国において交付金額の修正が行われまして、改めて交付限度額の決定通知がありましたことから、それに基づきまして今回減額補正をさせていただくものでございます。

次に、6節地域活性化・公共投資臨時交付金で5億4,030万5,000円。その下の7節地域活性化・きめ細かな臨時交付金で8,163万円の増額補正につきましては、冒頭の全体説明において御説明を申し上げたとおり、このたびの交付額の決定に伴いまして歳入の計上をさせていただくものでございます。

続きまして、18款1項1目財政調整基金繰入金で6億1,259万9,000円の減額補正を計上するものでございます。こちらは各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰入金を減額するものでございますが、主に減収補てん債の発行等によりまして不用となった一般財源を減額させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で6,144万9,000円の減額補正を計上するものでございます。こちらは歳出で御説明を申し上げましたとおり、山王地区公民館体育館耐震改修事業費の額の確定や地域活性化・公共投資臨時交付金、そして減収補てん債の財源充実に伴いまして減額するものでございます。

次に、21款1項市債でございます。まず、2目の土木債1節の都市計画債で1,620万円の増額補正を計上するものでございます。こちらは、財源対策債の調整債の発行によるものでございまして、説明欄記載の1の街路事業債からその下の2の公園事業債のそれぞれに調整債が追加配分をされたものに伴う補正でございます。

次に、3目教育債1節の社会教育施設整備事業債で1億8,430万円の減額補正を計上するものでございます。こちらも歳出で御説明を申し上げました山王地区公民館体育館耐震改修事業のいわゆる補助裏に充当している起債でございますが、こちらは後年度に発生する元利償還金に対して、交付税措置のないものだったものですから、交付税措置のある減収補てん債、また今回の地域活性化・公共投資臨時交付金との組み替えを行うことで財政負担の軽減を図ったものでございまして、1億8,430万円の減額はそのような理由によるものでございます。

次に、2節の小学校債で1,360万円の減額補正を計上するものでございます。こちらも歳出で御説明を申し上げました城南小学校屋内運動場の大規模改造事業の補助裏に充当していた起債でございますが、さきに御説明を申し上げたとおり、安全・安心な学校づくり交

付金、国庫補助金ですが、こちらの方の増額と減収補てん債を充当したことにより減額とするものでございます。

次に、8目の減収補てん債で、こちらは7億1,030万円の増額補正を計上するものでございます。内容につきましては、冒頭の説明で御説明を申し上げたとおりでございますので、内容は割愛をさせていただきます。

ここで大変恐れいたしますが、10ページをお願いしたいと存じます。

第3表の地方債補正でございますが、補正前の起債総額26億5,150万円に対しまして、補正後の起債総額を5億2,860万円増額で31億8,010万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは13億8,383万円の赤字です。元利ベースでは10億187万4,000円の赤字となっております。ただいま御報告を申し上げましたプライマリーバランスの赤字額でございますが、こちらは後年度において交付税措置のある補正予算債、そして減収補てん債の発行が主な要因でございます。

以上で、平成21年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

● 議案第30号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）

○片山地域コミュニティ課長

次に、議案第30号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳出説明

○片山地域コミュニティ課長

歳出から説明を申し上げますので、47ページをお願いいたします。

まず、2款1項1目一般管理費で2,000万円の増額補正ですが、説明欄1の市民活動サポートセンター運営に要する経費で1,000万円の増額補正ですが、13節委託料で市民活動サポートセンターの空調設備や外壁、エレベーターの設置等改修工事に関する設計業務の委託料でございます。なお、当該設計に基づきまして可能となる工事につきましては、先ほど説明のとおり平成23年度以降に行うということでございます。

2の市民活動サポートセンター等駐車場整備事業費で1,000万円の増額補正は、15節工事請負費でございますが、市民活動サポートセンター、史遊館、上下水道部が共有する駐車場1,800平米について舗装工事を行うものでございます。なお、工事の実施に当たりましては上水道部と共同で行うこととしておりまして、事業費1,000万円のうち上水道部が占める35%分に相当する350万円は上水道部から負担してもらうこととしております。

なお、工事につきましては、本年9月に多賀城跡発掘50周年記念事業関連記念事業が史遊館などを会場に開催されるということもございますので、本年の8月の下旬ごろまでには完成を予定してございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、9目電子計算費で209万9,000円を増額するものでございます。

説明欄 1 の情報化の推進に要する経費で、緊急雇用創出事業の追加配分に伴いまして、事務補佐員として非常勤職員を 6 カ月ごと 1 名ずつを雇用するための報酬と共済費を計上しているものでございます。

○小川こども福祉課長

次のページをお願いします。

3 款 2 項 8 目児童センター管理費で 400 万円の増額補正でございます。これは、児童センター施設整備事業費でございます。西部児童センター建設から 20 年が経過し、老朽化対策が必要な時期に来ていることから、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、大規模改修工事設計業務委託料を補正するものでございます。

なお、改修工事につきましては、平成 23 年度に実施する予定でございます。

○紺野健康課長

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 4 目健康増進事業費で 1,678 万 4,000 円の増額補正でございますが、説明欄 1 のとおり、女性特有のがん検診に要する経費でございます。

これは、平成 21 年度事業と同様に一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料を免除する等の措置を講ずることで、女性特有のがん対策を推進するための経費でございます。現時点では詳細の実施要綱などは来ておりませんが、平成 22 年度の国の予算が成立し、事業概要が把握できたこと、従来から行っております子宮がん、乳がん検診の 6 月開始にできるだけ合わせたいということから今回の補正に計上したものでございます。

経費の主なものは、13 節委託料の 1,401 万 8,000 円で、対象者約 4,200 人分の検診業務の委託料でございます。そのほか検診手帳等の印刷代として 11 節需用費で 97 万 8,000 円、対象者へのクーポン等の郵送料として 12 節役務費で 89 万 8,000 円、受診済みの方がもし生じた場合は、その方への償還払いとして 19 節負担金補助金及び交付金で 89 万円を見込んでございます。なお、実施に当たりましては、平成 21 年度と同様に、特に乳がん検診におけるマンモグラフィー装置の稼働状況との関係が生じますので、予算成立後に 2 市 3 町と塩釜医師会等で今後調整を図ってまいることとしております。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

次のページをお願いします。

2 項 1 目清掃総務費で 334 万 3,000 円を増額するものでございます。これは緊急雇用創出事業補助金を活用して、非常勤職員を 2 名、期間は 10 カ月間雇用するものでございます。

業務内容は、地域環境推進員と連携してごみ集積所のパトロールを行い、ごみの分別と資源化の推進を図るものでございます。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

次に、57 ページをお開き願います。

7 款 1 項 2 目で 252 万 9,000 円の増額でございます。

説明欄 1 の工業団地化に要する経費で 7 節発掘作業員賃金の増額によるものでございます。これは、さきの 2 月議会で平成 21 年度一般会計補正予算（第 7 号）においてお認めいただきました土壌分析調査を実施した結果、区域の一部分で、年代は明らかではございませんけれども、現代よりも古い時代においてイネ科の植物が栽培されていたような土壌が発見されたものでございます。これをさらに調査するために発掘作業員を 15 人ほど増員するものでございます。

なお、今回の増額補正の 252 万 9,000 円の全額と、それから当初予算で計上いたしました人件費等のうち 166 万 2,000 円の合計 419 万 1,000 円につきまして、緊急雇用創出事業補助金が充当されることになりましたので、あわせて財源の組み替えを行うものでございます。

○小畑学校教育課長

59 ページから 62 ページを飛ばしまして、63 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費、説明欄 1、学校教育課関係経費 323 万 4,000 円でございます。学校用務員に業務委託で新たに 1 名の追加をするものでございます。これは、4 月の市内の人事異動により現在多賀城小学校に配属している市職員のうち、1 名が急遽保育所に異動になったことに伴いまして、不足する 1 名分の業務委託を行うものでございます。これによりまして、これまで市職員 3 名と業務委託で実施してまいりました学校の設備管理につきましても、市職員 2 名と業務委託でこれまでどおり進めてまいりたいと思います。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

次に、2 の学校施設改修事業費（小学校）で、300 万円の減額につきましては、先ほどの平成 21 年度補正予算の説明で、山王小学校屋内プール大規模改造工事につきましては、平成 21 年度の予算で設計及び改修工事を行うこととしたため減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費で 300 万円を増額するものでございます。これは、1 の学校プール施設改修事業（中学校）で、老朽化した第二中学校プール改修工事に伴う設計業務委託料で、平成 22 年度に設計、平成 23 年度で改修工事を行う予定でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページ、67 ページでございます。

4 項 3 目公民館費で 300 万円の増額補正を計上するものです。

説明 1、大代地区公民館施設改修事業の実施に当たりまして、体育館改修に伴います設計業務委託料を計上するものでございます。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページ、69 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 2 目利子でございまして、1,927 万 4,000 円の増額補正を計上するものでございます。こちらは平成 21 年度における減収補てん債の発行、そして、平成 21 年度において各種公共投資を追加して実施することに伴う起債の発行に係る金利がふえたことによるものでございます。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

ここで恐れ入りますが、39 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為でございますが、チリ中部沿岸地震の津波被害に伴いまして、水産業災害対策資金の融資に対する利子補給の設定をさせていただくものでございます。

期間は、平成 22 年度から平成 32 年度までで、起債の限度額により債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、利子補給は、被災漁業者が県の水産業災害対策資金の融資を受ける際、多賀城市が利子を 1%補給、現在の基準金利は 2.95%で、県が 1%、県漁協が 0.95%負担し、実質無利子になります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○紺野健康課長

続きまして、歳入を御説明いたします。

43 ページをお願いいたします。

14 款 2 項 4 目衛生費国庫補助金 1 節疾病予防対策事業費等補助金で 839 万 2,000 円の補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げました女性特有のがん検診に要する経費の補助金で、平成 22 年度は補助率 2 分の 1 でございます。

○佐藤商工観光課長

次に、15 款 2 項 7 目労働費県補助金は 1,018 万 9,000 円の増額補正をするものでございます。これは、当市の平成 22 年度当初予算編成後に宮城県から緊急雇用創出事業に係る追加事業の照会があり、歳出において各担当課長等から説明を申し上げた 2 件の既事業に対する増額と 2 件の新規事業に対して、宮城県の基金から交付されるものでございます。補正前の補助金額が 16 事業で 6,360 万 3,000 円、補正後の補助金額が 18 事業で 7,379 万 2,000 円、今回の補正額が 1,018 万 9,000 円であります。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1 億 5,554 万 7,000 円の減額補正を計上するものでございます。こちらは、地域活性化・公共投資臨時基金からの繰り入れによるもののほか、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。これによりまして、補正後の財政調整基金の平成 22 年度末における残高見込み額でございますが、9 億 8,488 万 2,000 円となるものでございます。

続きまして、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 3,305 万円の減額補正を計上するものでございます。こちらは山王地区公民館本館の方の施設改修事業を地域活性化・公共投資臨時基金を活用し財源の組み替えを行うものでございます。これによりまして、補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成 22 年度末における残高見込み額は 8 億 1,406 万 6,000 円となるものでございます。

続きまして、8 目地域活性化・公共投資臨時基金繰入金で 2 億 4,077 万 9,000 円の増額補正を計上するものでございます。こちらは当該基金に積み立てました 4 億 1,000 万円のうち、先ほど来御説明させていただきました平成 22 年度に行う建設単独事業に対して充当

するものでございます。この繰り入れによって、公共投資臨時基金繰入金の残高は1億6,922万1,000円となるものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

20款5項3目雑入で350万円の増額ですが、これは先ほど歳出で説明をしましたとおり、市民活動サポートセンター等駐車場整備に要する水道事業会計からの負担金でございます。

以上で、平成22年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

● 議案第31号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算（第1号）

○小幡管理課長

次に、議案第31号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

72ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。第2条の第4号イは配水管改良事業でございますが、7,343万円を350万円増額して7,693万円に改めるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。第4条本文括弧書中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5億881万2,000円を350万円増額し5億1,231万2,000円に、建設改良積立金1億4,075万3,000円を350万円増額し1億4,425万3,000円に改めるものでございます。

● 資本的収入及び支出説明

○小幡管理課長

次に、75ページをお願いいたします。

補正予算説明書の資本的収入及び支出でございます。

1款資本的支出で350万円の補正増額でございます。

1款2目配水管改良事業費で350万円の増額補正でございますが、上水道庁舎前の駐車場の整備に係る負担金でございます。

以上で、平成22年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○尾口委員長

ここで休憩を……、はい、藤原委員。

○藤原委員

その文化センターの北側の駐車場の整備に関してなんですけれども、一般会計と水道企業会計が持っている区割りですね、図面を出していただきたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○尾口委員長

では、15分の休憩をいたしまして、再開は午後3時といたします。それまで資料は用意させます。

午後2時46分 休憩

午後3時01分 開議

○尾口委員長

これより再開をいたします。

まず、皆さん方のお手元に配られました図面に基づいて当局の方から説明をお願いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

それでは、配付した図面をごらんいただきたいと思います。

まず、敷地面積 3,887.857 平方メートルというのが市民活動サポートセンターの敷地でございます。それから、その右側にありますのが 1,396.406 平方メートルで、これが教育委員会、史遊館の方で所有する面積でございます。それで、右の下 2,000 平方メートル、こちらの方が上水道部で所管する面積でございます。今回こちらの中でちょっと網かけをした部分ですが、1,800 平方メートルを舗装するというものでございまして、そのうち水道部につきましては 630 平方メートルの舗装をするということでございますので、1,000 万円の全体の 35%ということで 350 万円の負担金をいただくということでございます。ちなみに、左の方にちょっと白いところがありますけれども、こちらはシルバーワークブラザの敷地ということでございます。

以上でございます。

○尾口委員長

以上で説明を終わります。

● 一括質疑

○尾口委員長

これより、3 議案について一括質疑を行います。本委員会におきましても先日の予算特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただき、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局においても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正をしていただくようお願いをいたします。

● 歳入歳出一括質疑

○尾口委員長

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

○深谷委員

資料1の50ページ。児童センター施設整備事業費の児童センター大規模改修工事設計業務委託料について、もう少し詳しい説明とですね、あそこの西部児童センターの建ぺい率というんですかね、例えば建物の改修の際に、さらに2階建てとか3階建てとか、そういうふうな上物として改修できる場所なのか、また今で限界値となっているのか、お伺いをいたします。

○小川こども福祉課長

これは、西部児童センターは平成2年の3月に完成しておりまして、それ以来大きな対策工事というかですね、改修工事等も施さないうえにたんですけれども、最近老朽化なり、あと平成6年にちょっと一部増築もしておいた関係もあってですね、雨漏り等が見られるようになってきたということでそろそろ大規模改修時期で、これに関して施設整備計画は平成24年度で大規模改修をする予定だったんですけれども、今回の地域活性化・公共投資臨時交付金のこの制度が新たにつくられたことによって、これを活用して、1年前倒しをして大規模改修をしようというもので、基本的に増築とかそういうものは考えていなくてですね、そういうふうなあいとか床面とか大分荒れてきておりますので、そういう部分を改造しようというふうな考え方であります。

それで、平成23年度に工事は予定しておりまして、今回はそのための設計の委託をするというような予算の組み方でございます。

○深谷委員

済みません、建ぺい率なんて難しいことではなくてですね、あそこは例えば増改築する際に2階建てにするとか3階建てにするとか、そういうことがまず可能なのか可能ではないのか、教えてください。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

通常、市街化区域であれば、住居系の建ぺい率は60の容積が200だと思うんですが、ここはたしか調整区域なものですから、多分建ぺい率は下がると思うんですが、確実ではないので後で確認しておきます。

○深谷委員

私は、先日の一般質問で、複合的な施設というもので新田浄水場の跡地の利用ということでもちょっとお話し申し上げたんですけれども、あそこにつくることが最善だというふうな考える一方ですね、例えば西部地区の部分で、今、待機児童の問題を考えますとやはり未満児という部分が大変大きな課題になっているのかなという部分で、例えば西部児童センターを改修するに当たってですね、例えばもしああいう部分を2階、3階とかというふうな形ももしとれるような形であれば、そういうことも視野に入れながら、今後こういう施設を考える際に、やはり児童センターの当初の目的プラスあとは何かほかというような複合的なものというのでも考え方の一つに取り入れられるものではないのかなというふうな考えるんですが、いかがでしょうか。

○佐藤管財課長

先ほど建ぺい率のお話があったんですけれども、現在の敷地面積に対して建物が建っている面積というのが約25%ぐらいで、ほかは園庭といましてそちらの方を使っているわけですね。

それから、例えば2階に増築ということも技術的には考えられますけれども、あそこは地盤の関係でくい打ちをしているわけです。それで、あの上にさらに2階部分の加重を乗せるとなるとくい基礎からやり直しをしなければならないということなものですから、現実的に2階の増築というのは難しいというふうに思いますし、やはり児童センターとして園庭というのも最低限必要かなというふうに思います。

○尾口委員長

深谷委員、今質疑しているのは児童センターの現在の建物に対する改修工事の委託料でありまして、深谷委員が今述べようとしているのは、それをさらに発展させた考えでありますので、当局と十分協議を進めた上で、次の何らかの機会でご提案でもしていただけるように御配慮いただけるとよろしいかと思っております。

○深谷委員

わかりました。では、そういった部分を含めてですね、今後検討するときには、その園庭が必要だとかという部分は私も理解はしておりますので、そういう考え方を持っていてこういう改修とか何とかというものに当たってほしいなと思っておりますので、検討をよろしくお願ひします。

○佐藤委員

1番の19ページ、公共施設トイレ改修ですが、いろいろ施設が入っていますけれども、本庁のトイレのですね、市民の皆さんが、特に1階あたりの暖房便座とか、そういうものの改修などは予定に乗っていないんですか。

○佐藤管財課長

本庁舎のトイレについては今のところ予定はございません。

○佐藤委員

優先順位があるとは思いますが、本庁もそろそろ必要ではないのかなというふうに私は感じております。視野に入れながら進めていっていただきたいというふうに思うんですが、トイレ改修事業の発注ですが、これは各施設を一括業者に発注するとか、どういう形式でやろうかなと思っているんですか。

○佐藤管財課長

これにつきましては、地元の管工事業者の方に発注するような形になるかなとは思いますが、実際実施設計を組んだ上で金額等も勘案しながら一括発注がいいのか、地区ごとに分割発注したらいいのか、その辺も今後検討したいなと思っております。

○佐藤委員

箇所数は相当な数に上がるようですね、設計は設計として適当な分散をさせながら業者の皆さんに仕事が回るような、そういう仕組みで考えていっていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○佐藤管財課長

その辺のことも考えながら事業を進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

どうぞよろしく願いをいたします。

次、31 ページです。公園遊具等改修事業ですが、撤去及び設置工事ということで、今までには危ないからということで撤去するだけだったような気がするんですが、設置もするというので、子供たちにも少しは喜んでもらえるのかなというふうに思うんですが、概要がわかれば教えてください。

○鈴木道路公園課長

先ほど 12 公園というふうなお話をさせていただきました。公園名を一つずつ全部お話しした方がよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、12 カ所の公園名をお話しさせていただきます。

山王四区公園、赤坂南公園、塩入公園、能ヶ田公園、鎌倉公園、割山公園、大代公園、石ヶ森 1 号公園、市役所前公園、新田中公園、新丸山公園、伝上山公園の 12 カ所でございます。

○佐藤委員

これらの公園は、撤去と設置と両方あるんですか。

○鈴木道路公園課長

撤去設置がある公園が 3 カ所ございます。鎌倉公園、割山公園、新丸山公園でございます。撤去の中身でございますが、鎌倉公園がブランコ、割山公園が滑り台、新丸山公園が滑り台ということになります。あとほかの部分につきましては、前年度までに撤去して公園の遊具はゼロになっているそういった公園につきましては、優先的に遊具を設置するというふうなことで、現在公園愛護の団体の皆さんであるとか、行政区長さんであるとか、そういった方々と遊具の種類等につきまして協議を進めているところでございます。

○佐藤委員

皆さん方、地域の人たちと相談しながら、ぜひ喜んでいただけるような遊具の設置を進めていただきたいというふうに思うんですが、あわせて砂場の砂の洗浄とか入れかえとか、子供たちが砂遊びをしたりするときに、結構砂は猫のトイレとかそういうことになったりしていて、衛生的に不衛生だということの指摘もあるんです。そういうところも視野に入れながらやっていただければなというふうに思うんですが、そういう検査はたまにしていますか。

○鈴木道路公園課長

市内の公園につきまして、砂場のある部分についてパトロールをさせていただきます、消毒、砂の補充等につきまして適時しております。

○佐藤委員

適宜清潔を保つような保持点検をよろしく願いをしたいと思います。

次に、54 ページのごみ減量です。2 人の方をパトロール要員として雇うということでしたけれども、お店でレジ袋が有料になって、その結果の減量化というのはどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

申しわけありません。きょうは、レジ袋の減量についてはちょっと資料は持ってこなかったんですけども、平成 21 年度東部衛生の状況を見ますと、前年比でごみの搬入量は約 3% 強減っている、これが 1 月末の状況でございます。

○佐藤委員

ねらいは当を得ていたのかなというふうに思います。私の周りしか見ていないんですけども、皆さん意識が進んできて、きちんと投げているというような方が、余り、何というんですか、乱暴な投げ方はしていないかなというふうに思うんですが、また引き続きこういう方たちも動員しながら、ごみの分別をしっかりとさせながら、ごみの減量化が推進できるような頑張りを期待したいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○尾口委員長

先ほど深谷委員の質問で、児童センターの建ぺい率の件がありましたので、建設部次長の方から答弁が求められています。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほど確認しましたので御報告いたしますが、調整区域の建ぺい率については 70%ということで、市街化区域の 60%より若干高いということで、先ほど下がるのではないかといいましたが訂正させていただきます。なお、容積率については同じ 200%という形になっております。以上です。

○相澤委員

最初に 48 ページ。市民活動サポートセンターのエレベーターについてお聞きいたします。これは、今考えられているスケジュールとどの場所にどのような形で考えられていらっしゃるのか。

○片山地域コミュニティ課長

時期につきましては、平成 22 年度に設計委託ということで、そちらの内容を見ましてですね、可能なところを工事したいということがございますが、一番優先すべきはですね、やはりあそこの建物が外壁ですとか、それから空調の関係で極めて老朽化が進んでいる部分があると。ただ、法定の耐用年数からしますとあと 20 年以上ありますので、その 20 年を快適に皆さんに過ごしていただくための工事をまず優先したいというのが一つでございます。

それから、もう一つは、ユルバーサルデザインとしてのエレベーターということで相澤委員の御質問の関係につきましても、やはりいろいろな方々の御利用ということですので、そういったことも考えていかなくてはいけないということで、いろいろなパターンがありますが、今、ちょうど委員から見るとこういう形でそうなっているんですけども、昔のボンネットバスみたいな感じでね、1 階のところちょっと飛び出ていますけれども、あそこを縦 3 階のような形にしてエレベーターにして、玄関ホールの有効活用だったり、あるいは 2 階、3 階を増床しながらいろいろなスペースを設けてはどうかというようなことで一応考えてはございます。

○相澤委員

今、課長が答弁してくださったように、市民の活動の拠点で非常に好評を得て、市民活動の方々は、そこだけではないんですけど、とかく高齢化になってきているんですね。いきなり若年化にするということも難しいので、やはり現実に今一生懸命活躍されている方々に

使いやすい、本当に安心して集まれる、気持ちよく使えるところにぜひ力を注いでいただきたいと思います。

次に、52 ページについてお聞きいたします。

女性特有のがん検診に関する経費について。先ほど対象者が 4,200 名、6 月から開始されるという説明がありましたが、まずは最近の受診率はどのようになっておりますでしょうか。

○紺野健康課長

受診率につきましては、今回の国の補助が入った平成 21 年度事業で、子宮頸がんの方が 30.2%、乳がんの方が 44.1%になっております。

○相澤委員

6 月から開始したいという先ほどの御説明でしたけれども、実際この受診率はちょっと低いんですね。それで、私も男性ですからわからないところがありますけれども、ごく一部の市民の方もわかりませんが、ちょっと乳がんの検診でマンモグラフィーなんか、痛いとか不親切だとかとですね、女性の人権がちょっと傷つくような受診の態度が見られるとかという意見があったのでですね、その辺も踏まえて、ぜひせっかくこういう制度を頑張っていたいんですから、もうちょっと受診率の上がる方策を考えていただきたいと思えますし、6 月開始となると非常に期間が短いと思うんですが、それをどのようにして市民の皆さんに PR していかれるのか、二つお聞きします。

○紺野健康課長

まず、一番最初の検診機関での対応のまずさといいますか、その辺につきましては、この事業自体が塩釜医師会との関係もあって 2 市 3 町で共同歩調をとってやっているということもございます。2 市 3 町の現時点での窓口になっておりますところ等にもお話をしましてですね、そのような声もあるということで善処をお願いするようお願いはしたいと思えます。

ただ、マンモグラフィーにつきましては、平成 21 年度の補正の際にも御説明申し上げていますが、2 市 3 町管内ですとマンモグラフィー装置を持っている検診機関が六つだったと思いますが、数が限定されております。それで、どうしても通常のこの国の補助以外でやっている、今までやってきている検診の方との兼ね合いもあって、正直タイトということについてはなかなか改善はできない部分があるのかなという点は御了解いただきたいと思えます。ただ、今、相澤委員の方からのお話については、塩釜医師会等の方に申し出たいというふうに思っております。

それから、もう一つ。PR の関係でございますけれども、これもですね、一応私どもの考えとしては 6 月から通常の子宮がん検診等に間に合うようにしたいというような考えはございますが、現時点でまだ国から正式な実施要綱が来ておらないんですよ。先ほど説明申し上げましたように事業概要的にはつかんでおりますので、その内容で一応予算計上等はさせていただいたわけですが、例えば対象者をどこで切るか、要はその基準日などが動いたりすると対象者の人数なども変わってくる可能性もありますし、もちろんそれによって PR はもっと後の方がいいとか、もっと早くやらなければならないとかというようなことも出てきますので、ちょっとその辺は今後国あるいは県の方からの情報がどの程度出るかによって微妙に変わってくるのかなと。

ただ、今現在考えておりますのは、6月から仮に普通のものと一緒にこの国の補助の入る検診ができるということであれば、遅くとも5月号の市政だより等に載せるとか、そういうようなことは考えていかななくてはならないだろうなというふうには思っております。

○相澤委員

今の御説明を聞きますと非常に大変な思いであろうと思いますけれども、せっかくなので制度をこうやって当市にも導入しようとしていらっしゃるんですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○根本委員

ただいまの52ページと歳入の44ページの関係ですが、平成21年度までは国が全額、この事業に対してはやっていただいたと。しかし、平成22年度からは、この歳入を見ますと半分しか来ないという中であって、昨年と同様に本年も継続して実施をするということでございますから、この事業に対しては評価をしたいと、こう思います。

また、我が会派でもこないだこの独自財源も組み入れて継続実施をするべきだということで要望を出しておりますけれども、しっかりとことしも進めていただきたいと、こう思います。

そこでですね、まず国の補助金が半分になったわけですね。それで、これはやはり女性の命を守るとか子供の命を守るといのは、国が半分を出して地方でやりなさいという話ではないと私は思うんですね。やはりそういう部分については、国が責任を持ってやるべきだこう思いますので、ぜひともあらゆる機会を通して国の全額でやっていただけるような方向で持っていけるように、しっかりと要望陳情をしていただきたいとこう思います。いかがでしょうか。

○紺野健康課長

根本委員、大変ありがとうございます。

私どももですね、この予算を組む時点で、平成22年度もやるとなった場合は、全額の10分の10で来るんだらうと思っておったんですけども、事業概要が県を通してちょこちょこと伝わってきた段階で2分の1補助だというふうなことで、やはり財政が厳しいという中でですね、2分の1補助ということは残りは単費ということに当然なりますので、もしかすると市町村によってはやらないとかという選択をするところも出てくるかもしれないと。そうすると、これはいわゆる医療格差といいますか、健康を守るという観点からいって、財政的に裕福だ、あるいは貧乏だということで、そういった健康を守る活動に差がつくということ自体はあってはならないことだろうというふうに思っております。ただいまお話をちょうだいいたしましたので、これも国あるいは県の方にお話を上げていきたいと思っております。

○根本委員

あと、私は男性なんですけど、子宮頸がんについてね、このように検診をして、早期発見、早期治療をするというのは非常にいいことだと。それで、女性の命を守るというそういう意味でね、この検診で十分なのかどうかという問題なんですけれども、担当課長としてはどういう認識でいらっしゃるのでしょうか。その子宮頸がんを予防するという意味でね、検診で十分なのかどうかという問題なんですけれども。

○紺野健康課長

ただいまのお話でございますが、先般の当初予算審議の際、あるいは昨年度からるる御質問をいただいております、いわゆる予防ワクチンのお話かと思えますけれども、やはり検診はあくまでも検診でございますので、それを補完するといえますか、本来の意味でワクチンが接種できて、きちんとした医学上も予防できるというようなことであれば……、済みません、可能性があるのであれば、ワクチンを接種できるような方向で持っていくのが望ましいだろうと。それで、これまでも御答弁させていただきましたように、機会あるごとに県あるいは国の方にぜひそういったことへの補助もお願いしたいというふうに思っております。

それで済みません、ちょっと先ほど、私、歳入の方ですね、つけ加えさせていただきましたが、現時点では補助金としては確かに2分の1しか来ないんですけれども、単費で出した分につきましては、いずれ地方交付税で措置される見込みのようでございます。以上です。

○根本委員

はい、了解しました。

今、ワクチンのお話も出していただきましたけれども、ぜひ米澤委員も前回の予算委員会でもその辺の質問をされておりますし、女性にとっては非常に大事な、また本当に重要な課題であるところのようにも思いますので、よく検討をしていただきたいとこのように思います。

それから、最後に一つお伺いしたいんですが、64ページの学校用務員の業務委託関係ですけれども、3名のうち1人が保育所に異動すると、正規職員ですね。それで、残ったのは2人の正規職員ですか、今残っているのは。どうなんでしょうか。

○小畑学校教育課長

多賀城小学校の女性の方が保育所の方に、市長部局の方に移りまして、それで多賀城小学校の男性が2人ですね。今度城南小学校の方に移るというようになっております。

○根本委員

そうすると、多賀城小学校には何名残って、正規職員が何名だと、ちょっとその辺を教えてください。

○小畑学校教育課長

城南小学校には正規職員が2名でございます。それで、城南小学校には委託が1名、そして、多賀城小学校は全員委託ということになります。

○根本委員

そうすると、これは城南小学校ですね。はい、ごめんなさい。私が間違いました。そうすると、城南小学校には正規職員は2人いるんですね。それで、その方が退職する時期というのはまだ……、いつの時期になりますか。

○小畑学校教育課長

まだお若いです。まだ先のことでございます。

○根本委員

お二人とも若いんですね、はい。

正規職員ですよ。それで、もちろん8時間勤務でやってらして、それで1名が、女性の方が保育所に異動するから、その1名の補充分として業務委託すると、こういうことですね。来年でも再来年でも退職する用務員、正規職員なら話はわかるんです。若いんですね、まだね。そうするとね、学校業務委託でいいのかという問題なんです。正規職員が2人いて、8時間も労働する人がいるのに、また業務委託をして、8時間をする業務委託の方を雇用して、そして来ていただいて、323万円出すのがいいのか。これは、正規職員が2人いますからね、非常勤職員でここは大丈夫ではないかという議論はなかったんですか。

○小畑学校教育課長

非常勤職員の話は出ませんでしたけれども、今回はですね、こういう形にして、1年の単年度ということでやる予定でございます。

○根本委員

教育長ね、副教育長でもいいです。業務委託に私は反対しているのではないですよ。今までいろいろ質疑をしてまいりました。その考え方、その効果、こういうものをしっかり皆さんからも説明を前回受けて、では、今回はしょうがないということで、まず見守っていきましようと思いました。ただ、これはですね、正規職員が2名いるんでしょう。そして、非常勤は6時間なんですけれども、3名体制でいるわけですよ。だから、ここは何がなんでも8時間を3名でいなければならない学校なのか、非常勤というのは全く想定していなかったという課長の答弁なんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

それでは、お答えさせていただきます。

用務員につきましては、児童数で800名を超える学校には3名配置しましょうというふうなことで、児童数で一応人数の方は区分けをさせていただいております。学校の方とも協議をしましたが、やはり6時間ではちょっと短いというふうなことがあります、今回も8時間と。あと次年度以降につきましても、その労務職の職員のあり方につきましては今年度1年間かけて——今年度というのは新年度の話になりますが、平成22年度、1年間かけてですね、どのような待遇にしたらいいのかということ、学校サイドとしてはすべて委託をお願いしたいというふうなお話もありますので、1年間ちょっと研究させていただきたいという回答をさせていただいております。

○根本委員

学校側、学校側ってね、学校側の校長先生は当然そういうふうにすると思うんですよ。市の方の考え方はどうなのかという問題なんです。やはり行財政改革をきちっとやってきて、そして今までやってきたわけでしょう。そういう論点、観点からね、本当に業務委託でいいのかという私はちょっと違うんじゃないかと思えますよ。やはり100万円でも120万円でもむだな経費は省くという、そういう基本的な考え方に立って行政というのは運営していかなければならないですね。ましてや800人の生徒さんがいらしても8時間の労働をする職員が、それも正規職員ですよ、2人もいらっしやるということからすれば、当然ここはね、まだお若いということもあるしね、何が何でも業務委託、8時間労働という学校側の考え方を、たまには私は否定することも大事だと。大事な市民の税金を使って雇用してやっているわけですから。100万円でも120万円でも節約できて、しかし8時間労働の人が2人いれば、その補う2時間分はきちっとできると思いますが、私は。その辺のところを学校側の校長先生にしっかりとと言えるかどうか、市の税金の使い方の方向性をきち

っと話ができるかどうかという問題だと思うんですよ、私は。その辺がですね、学校の校長先生がこう言ったから、こう言ったからというだけの論理ではいかない問題ではないかと私は思いますよ。その辺どうなのでしょうね。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

学校用務員の件につきましては、再三議員各位から御指摘というか御提言をいただきまして、これは学校長ともですね、全員に集まっていたいろいろな協議をさせていただきました。これは学校の現場を語るにですね、用務員だけで判断できないという実は一問題があります。

昌浦委員の一般質問にもありましたように、今学校現場で起きている現状というものを全体的に把握いたしますと、教職員にかかる負担が物すごく大きいという現状がございます。そういったもの、例えば給食を配付するというかね、そういったこと一つをとってもですね、教職員がいろいろとお手伝いをしなければならないというふうな部分をできるだけ割愛して、教職員の方々にですね、本来の業務についていただきたいと、このように考えております。

ただ、金額的なお話、いわゆる非常勤の場合だと 200 万円、委託の場合だと約 300 万円、まあ、これは丸めてそういった金額になるかと思いますが、そういったお話も 1 月かな、校長会のときにはですね、そういったお話もさせていただきました。一方ではその浮いたお金を学校の運営経費に充てることもできるんですよというふうなお話をしましたけれども、それであればやはり教職員を補助するような、いろいろな形でそういったことも一方では考えられるというふうなことでですね、今回につきましては学校の先生方の労力を軽減するというふうなこともございまして 8 時間の委託の職員というふうなことで対応をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○根本委員

恐らく大新東ヒューマンサービスからもう 1 人お願いをして来ていただくということになると思いますが、学校側の意見あるいは先生のそういう労力を発揮していただくために、そういうむだな時間を使わないようにきちとした人を配置するということだと思うんですけども、1 人だけ 2 時間少ないからってそれが不可能になるようには私は到底思えないんですね。だから、ちょっとね、市の行財政改革の立場から今のお話を聞いていてどういうふうに感じるか、どういう考え方を持っているか、まずお伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

行財政改革という視点であれば、根本委員がおっしゃるように、できればやはりむだなというか、経費を削減して、その削減された経費でもってより以上のサービスを提供するといったところがまず原点だとは感じてございます。それにしましてもですね、原点はそこにあっても、やはり現場の声というものもきちととらえた上で、それが可能かどうかというものを判断してまいりたいというふうには考えてございます。

○根本委員

という市長公室長のお話を踏まえて判断したと、こういうふうに理解してくれということですか。以上で終わります。

○竹谷委員

全体的な御説明がありましたので、今回の補正、国の平成 21 年度の第 1 次補正、第 2 次補正等々を踏まえて今回の補正ということに相なったというふうに説明を聞いて理解をさせていただきました。

それで、問題は、国のこの第 1 次補正、第 2 次補正にしても主眼は経済危機対策というものの、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」、いわば名前はつけておりますけれども、この不況をどう乗り越えていくかという大義名分ではないかというふうに見ているんですが、そういう見方でよろしいでしょうか。

○伊藤市長公室長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうであれば、この補正予算によって多賀城市の経済に対する恩恵といいますか、成長とといいますか、向上とといいますか、どの程度見ておられますか。

○伊藤市長公室長

これら先ほど御審議いただきました基金も含めてですね、きめ細かな交付金等も含めまして、そのきめ細かなのは市内の中小企業向けに発注をなさйтеという内容でございますので、これらにつきましては市内の事業者の方にすべて工事なり修繕なりでやはり経済効果というものが見えるような形で取り組んでいきたいというふうには考えてございますし、そのほかの公共投資臨時交付金もですね、これは早い時期に、やはりこの経済危機対策ということでございますので、そのためにも最長でも平成 23 年度までにこれをきっちり執行をなさйтеという国の指示でございますので、それに基づいてですね、経済を上向かせるための事業というものを積極的に組んでいきたいというふうには考えてございます。

○竹谷委員

いや、私はそう見ていないんです。こう言うてはおしかりを受けるかもしれませんが、あなたの見方はおかしいですよというふうに言われるかもしれませんが、まず 1 の 11 ページ。少なくとも平成 21 年度の当初予算は、繰入金も含めて多賀城市としても対策を考えていかなければいけないということで大胆な予算を組んだと思います。結果的に国庫支出金と繰入金マイナスが入れかえになっているというふうに見ているんです。ですから、今あなたが言ったようなことが果たして反映されているのかという疑問を私は思ったからお聞きしたんですよ。

私は、全部ね、全額やったのがおかしいとは言いません。少なくとも半分ぐらいは、今言った景気対策のために私は活用すべきではないのかと。それで、後の半分は次年度のこともありますから、財政調整基金への繰り入れということも考え合わせるべきではないかと。確かにこの国の説明ではそういうふうになっています。少なくとも単独事業として私はそこまで、ここまで中小企業が冷え込んできている地元産業の活性化のために独自の資金をつぎ込んでもそういう体制をつくるべき、つくるのが政治ではないかと思うし、多賀城市の産業の再構築のために大事な仕組みではないかというふうに私は思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

今の交付金、それから減収補てん債等々ですね、その財源の組み方については財政担当補佐の方より答弁させます。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

ただいま竹谷委員から御指摘をいただいた議案資料1の11ページの国庫支出金と繰入金のこの入れかえの話なんですけど、まさにここの金額を見るとそのような感じにお受け取りになれるかもしれませんが、実は国庫支出金で6億3,900万円ほどの歳入があったのは、その大半を占めるのは公共投資臨時交付金5億4,000万円でございます。この公共投資臨時交付金をもらえるようになったのは、実は多賀城市は追加の公共事業を、そうですね、地方負担で言うと約8億円ほどの地方負担を出しておりますので、その分が今回国庫支出金として入ってきたというふうなことでございますので、今回だけ見ると入れかえのように思いますが、その前にもう実は、例えば旭ヶ岡の街路の整備の関係で約3億8,000万円、それから学校の太陽光、それから耐震補強、あとは地デジ関係、そういったものでも追加で公共投資をしておりますので、それらを合わせると地方負担だけで約8億円も出しているというふうなことでございますので、それらを合わせると多賀城市といたしましては、一般財源としてそれらの公共投資に十分活用しているというふうなことが言えるかと思えます。

○竹谷委員

そうであればね、そういう説明を最初からやらなければいけないですよ。私は、ぱっと見てそう疑問に思ったんですよ。だけれども、その8億円は、これが来なくてもやらなければいけない事業だったんでしょう。これを目当てにしてその事業を組んだんですか。この補正は来るんだということを目安にして、そういう事業を促進したかのように聞こえるんですけども、そういう発想で物事をやられたんですか。その辺をお聞きをいたします。

○伊藤市長公室長

今、補佐の方から説明をしました8億円の事業というものは、いずれにしても近い将来にはやらなければならない事業であったというのは事実でございます。それで、その上でこの国の交付金があるよと、国の政策に歩調を合わせた場合は、その持ち出し分の約9割を国の方で負担しますという約束があったもので、前倒しでさせていただいたという内容でございます。

○竹谷委員

であれば、そういう説明をしなさいよ、最初からね。数字で見れば、そう見えるんだから。ですけども、こういうことであって、本当に中小企業のためにある程度は政策は打っているんですよと、ただ財政調整基金に積み上げるだけの活用ではないんですよということを引きつとおっしゃっていただかないと疑問は解けませんよね。私はそう思います。ひとつ今後いろいろあろうと思いますが、その辺も含めてきちっと説明するとか、その辺はやはり疑問を持たれないような私は説明をした方がよろしいのではないかと思います。性格上はそういう性格の補正予算ですから、国の補正予算はね。その辺はきちっとわきまえていただきたいというふうに思います。

それから、資料の7ページ。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の内訳ということがありました。それで、交付金の充当率をお話ししていただきました。入札でどうなるかわからないので74%を見込みましたという説明がありましたけれども、そういう確認でよろしいですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、もともとそのきめ細かな臨時交付金事業が10分の10というふうな補助率でございましたので、交付金がオーバーフローしないようにちょっと事業量を積み増ししていると。

その結果、事業費をその後精査をして、予算編時には約74%の充当率、そして、それは請負残もその中には見込んでいるというふうな内容でございます。

○竹谷委員

これはちょっとあれかな、管財の方になるのかな。ちょっと誤解されると困るので、管財の方にちょっとお聞きいたします。これを74%というと、多賀城市の入札の最低価格が74ではないかと読み返される危険があるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤管財課長

この74%というのは、工事の入札に係る最低価格とは何ら関係のない数字でございます。

○竹谷委員

何ら関係がない……、そう見られないかと私は聞いているんですよ。そういうふうに置きかえられないかと聞いているんですよ。何ら関係ないじゃなくて、そういうぐあいに置きかえられないかというふうに、100%で来るものを74%で組んでいるわけでしょう。そういうふうに見られないかと私は言っているんですよ。いかがですか、見られないですか。関係ないと言えないと思いますよ。

○伊藤市長公室長

この74%というその割合で充当しようとしているのは、例えば100万円の事業でも多くの事業ですね、この100万円の事業が4本あったとすると、1本の事業には74万円を充当しますと。残り、例えば入札で9割で、90%で落札すると90万円ですね。それで、そこに16万円の差がありますけれども、それは一般単独費でつぎ込むんだという、こういうふうな解釈でその74%というのを充てておりますので、落札価格が74ということではなくて、要は執行残が出て、国にお返しすることのないように、大きな事業費でもって組んでいるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○竹谷委員

まあ、わかりました。誤解されないようにしてください、誤解されないようにね。いいですか。本当にあったら、このとおりになったら大変ですよ。誤解されないようにしてくださいよ。こういう数字をはじき出すというのはね、そういう今言った答弁を聞いているとね、そのことありありですよ。まあ、予定価格は予定価格ですから結構なんですけれども、最低価格をここに持っていかれる可能性はあるのではないかという誤解をされる可能性があるから、注意をしていただきたいと思います。

後は細かい問題ですからいいんですけども、もう一つ、城南小学校の改築の関係で今回補正が組まれておりましたけれども、実は城南小学校の改修がどうなっているのかということで予算委員かのかのときかな、資料をいただきました。33ページですね。今回各学校、第二中学校、天真小学校を改築した状況を視察をさせていただきました。すばらしいと、第二中学校なんか女子トイレにいろいろ配慮をした設計をされたということは大変感心してきました。

それで、天真小学校の体育館を見させていただいたんですが、そのときちょっと、担当にはお話をしたんですけども、できれば体育館の大規模改修の際に、もっと木材を活用した改修の方法をした方がよろしいのではないのかと。大変木材はぬくもりがありますのですばらしいのではないのかなというふうに感じました。山王の体育館も見ましたけれども、

すばらしいですよ、木材にしているということは、ですから、できれば城南小学校も一つのモデルケースでそういう改修の設計をやられたと思いますけれども、設計変更はまだやっていないですか。やっていなければ設計の中にそういうものを組み入れて予算範囲内のできるのであれば、そういう環境の整備をしたやり方をした方がよろしいのではないのかというぐあいを感じているんですが、ちょうどここに、城南小学校の運動場大規模改修の中で18万1,000円ですけれども、やっていますので、その辺についてどのように考えていただけるでしょうか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

城南小学校につきましては、これから設計を組んでいくという段階でございますので、その辺の木材を使った、例えば優しいそういう体育館というふうなことであればですね、その辺も管財課の方とこれからちょっといろいろ協議をしまして、そういったことも研究してみたいというふうに思います。

○竹谷委員

ぜひ検討していただいて、やはりすばらしいなと、そして教育環境の充実のためにもそういうことを導入していただくように御配慮いただきたいということだけお話ししておきます。

○藤原委員

議案が三つ出ていますけれども、全体としてはですね、私は新年度予算のときに財政のあり方という点で2点を指摘しておきました。一つは、国の制度や予算を活用するという点と、もう一つは平成22年度の国家予算というのは非常に無理をした予算であって、長続きしない予算だと。そういう点では自己資金、持っているものはきちんと持っていないと危ないよという話をいたしましたけれども、全体としてはですね、そういう方向で基金を10億円近く戻す見通しなのでね、全体としては評価しておきたいと思います。

ただ、幾つか気になるところがあるのでお尋ねをいたします。

一つは、資料を出していただきました文化センターの北側の駐車場の整備の件ですけれども、今回1,000万円の舗装の整備というのは、この網かけの部分の整備だということです。それで、いわゆる市民サポートセンターの北側については既に舗装されていると思うんですが、それ以外については舗装されていないところもあるんですけれども、そこについてはどういうふうな考えをしているのかということについて、まず御答弁をお願いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

御指摘のとおりで、北側の部分一部舗装されておりまして、今回の工事につきましては、この対象区域のうち砂利敷駐車場になっている部分の整備を行うもので、これで1,800平方メートルということでございます。

○藤原委員

市民サポートセンターの南側はどうなっていましたかね。

○片山地域コミュニティ課長

南側には芝生広場がございまして、かまどとかそういうのがあるところでございます。

○藤原委員

駐車場として使えるところは、今回ほとんど舗装するというのでいいですね、まず。

○片山地域コミュニティ課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

それでね、あの水道の部分、濃い網かけになっていますね、水道の今回舗装する分ね。それで、ここは以前職員親交会に月 3,000 円で貸していた部分ではないかと思うんですけども、そういう理解でいいのかということですが。

○小幡管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

そうなんだよね。それでね、今回の予算計上の仕方を見ると、この水道の部分も含めて一般会計で使うことになるので、一般会計の側で説明されたというふうに私は理解しているんですけども、そういうことでいいんですか。

○片山地域コミュニティ課長

うちの方と上水道部と両方で使うということでそれぞれ負担し合うということでございます。ただ、予算計上はうちの方で、工事請負費は 1 本で上げているということでございます。

○藤原委員

そうするとね、両方で使うということは双方が使うということですか、双方が使うと。今まではね、水道は必要ないものまで買わされたので、必要ないところを職員親交会に貸して、年間 300 万円だか 400 万円だかの駐車場収入を得ていたんですよ。それは企業としては当たり前なんです、施設を遊ばせておくわけにいかないから。

だけれどもね、今回ここを整備するとなった場合ですよ。私は会計間の問題でいくと、一般会計と水道の間で、例えばここをもしお互いに使うとしたとしてもね、使用割合は一般会計が 3 分の 2 で水道が 3 分の 1 で、それなりの使用料を払うとか、そういう関係は当然出てくると思いますよ、私は。

財政担当にお伺いしますけれども、私はね、こういう予算計上の仕方というのは、歳入歳出総計主義に反すると思うんですよ。一般会計で水道の施設を使うんだから、それはね、一般会計は水道に使用料を払わなければいけないんですよ。そして、もしお金のやりとりがないとしたらね、それは水道企業会計が一般会計に寄付をすることなんですよ。だから、もし今回のような予算を組むんだったらね、歳出のところで駐車場使用料をきちんと計上して、その上で同じ寄附、同じ金額を水道会計が一般会計に寄附しなかったらね、こういう予算にならないですよ。だから、私は、歳入歳出総計主義に反するのではないかと、今回の予算計上の仕方はと私は思っているんですけども、いかがですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

この駐車場の整備に関しましては、先ほど地域コミュニティ課長が御説明申し上げましたとおり、工事費を一般会計でまとめて計上するといった話であって、この駐車場の使用、お互いに貸し借りがあって、そこにお金の出入りがあるというふうには私は認識しておりませんので、歳計の総予算主義には反しないというふうに思っております。

○藤原委員

ここはね、皆さん方は単純にですよ、単純にここは水道の所有だから水道が整備費を払ってくださいということにしたんでしょう。今の所有関係ではね、今の所有関係では当たり前なんですよ。他人がほかの土地に手をつけられないから。だから、水道部が水道の土地について舗装するんだから当たり前ですよ。だけれども、だれが使うのかと、ここを。水道だけが使うんですか。水道は間に合っているんですよ、ここを使わなくたって。だから、その場合にはね、当然一般会計が水道会計に対してね、使用料が出てくるんですよ、駐車場の使用料が。何のために——でなかったらですよ、一般会計で使わなかったら、何のために一般会計でここを整備するのかということになるんですよ。水道だけが使うんだったら水道の会計の枠内でやっていけばいいんですよ。言っている意味がわかりますか。

○片山地域コミュニティ課長

私の説明がちょっと不十分だったかもしれませんが、大体この駐車場は90台程度とめられるんですが、そのうち水道で使用する32台分は、これは水道だけで使用することとございます。残りにつきましては、サポートセンターとか、あるいは史遊館とか、あるいは地域職業相談所を御利用の方々にお使いいただくということで工事をするということとございます。

○藤原委員

大分真相が明らかになってきました。つまりね、水道が32台使うんでしょう。だけど、一般会計で58台使うんだと。だけど、58台の分まで水道が負担するんでしょう。ああ、違うのね。58台はほかの分ね。

では、改めて聞きます、改めて聞きますよ。32台は、だから水道が使わない土地だったから、それまで職員親交会に貸していた土地なんですよ、32台分というのは。それは、さっき管理者がそう言っていたでしょう。水道でそういうふうにしたでしょう。32台は水道部で使わない土地だったから今まで職員親交会に貸していた土地でしょう、32台については。だから、その32台についても一般会計で今回使わせてもらいますという話でしょう、これは……、水道で使うんですか、32台。えっ、水道で使うんだったら、なぜ一般会計で整備する必要があるんですか。32台は水道部で使うのか、一般会計で使うのか、どちらなんですか。水道で使うんだったらね、なぜ一般会計で整備するのよ。

○片山地域コミュニティ課長

全体で90台とめられるわけなんですけれども、それを例えば水道は水道だけで工事をするとか、あるいは一般会計は一般会計で工事をするというのは非常に非効率ということなので、水道で使用したいという32台分は水道の方から負担をしていただくということで、その分の負担金をいただくということとございます。

○藤原委員

そんな詭弁言ったってだめなんだよ。なぜ詭弁言っているのかというとね、一般会計がさ、水道で必要ない土地まで買わせたわけだよ。それで、余ってしまったから水道で職員親交会に三十何台ね、貸していたわけですよ。それを私はああいうところを職員親交会にそう

いう使い方をさせていいのかという問題提起をやって、市民に開放するようにしたわけね。本当はその時点でね、一般会計が水道から買い戻さなければいけなかったんですよ。だけれども、それをやらなかったから、今どういう事態が生まれるかということ、結局水道が持っている土地を一般会計で使うということになるんですよ。だから、所有関係で言ったらね、一般会計が水道に使用料を納めなければいけないことになってしまうんですよ。そうでしょう。だってね、水道事業所はね、一般会計にコンピューター使用料を払っているでしょう。企業会計と一般会計というのは、そういうものなんですよ。逆に言うと、水道部が収益に関係ないところにこんな投資をしていいのかという問題なんですよ、逆を言うと。ここを駐車場整備したからって水道事業の料金は上がるんですか、上がらないでしょう。一般会計のためにやるんですよ、これは。だから、水道企業会計の側からしたってこれはおかしい話なんですよ。水道収益に上がらないところを整備すると、それをだれかに貸すんだったらわかる、私は、水道会計としては。だから、一般会計と水道の持ち分をあいまいにしたままね、こんなことはやめるべきだと私は思うんですけども。

例えば今の話で言うんですよ、例えばね、こういうことなんだよ。一般会計で高料金対策補助金を出しました……、いや、交付税で高料金対策補助金が交付税措置されましたと、8,000万円でしたと、8,000万円を水道に出すことにしましたと。だけど、水道は一般会計のコンピューターを使っているために100万円払わなくてはならないと。それを相殺して7,900万円払いますっていうようなことはできないでしょう、一般会計と水道会計の間では。できないんです、そういうことは。歳入歳出総計主義なんですよ。だから、一般会計が水道の施設を使わせてもらう場合はね、当然一般会計が水道にね、負担金を払わなければいけないんですよ、負担金というか、駐車場の使用料を。そういうものではないですか、一般会計と企業会計というのは。

○尾口委員長

藤原委員の質問に対して……（「委員長」の声あり）はい。（「議事進行を。いいですか」の声あり）はい、竹谷委員。

○竹谷委員

当局の説明が質問者に対して理解できるような答弁になっておりませんから、暫時休憩をして、この敷地の所有者がどこにあって、何があって、きちっとそれを説明しなければ、今の問題は解決できないんです。ですから、水道事業所と当局ときちっとこの図面のどこからどこまでが水道で、どこからどこまでが普通財産なのか、きちっと明らかにして説明をしていかなければ理解ができないというふうに思いますので、委員長、暫時休憩してそういうものを出させてください。

○尾口委員長

今、藤原委員の質問に対して当局の方の答弁がかみ合っていないので、当局の方で答弁がかみ合うように調整をして会議に臨みたいと思いますので、それまで暫時休憩といたします。

午後4時08分 休憩

午後4時20分 開議

○尾口委員長

それでは、全員おそろいでありますので、再開をいたします。

休憩前、藤原委員の質問に対して副市長より答弁が求められていますので、副市長。

○鈴木副市長

休憩前の質疑の中でですね、若干かみ合わない点がございましたので、含めて全体的に御説明を申し上げたいと思います。

きょうは補足資料としてお配りした図面、これを再度ごらんいただきたいと思いますが、今回補正予算として計上させていただきました市民活動サポートセンター前の舗装工事、これは水道事業の方で所有する土地も含めて全体で約 1,000 万円の工事でございます。それで、1,000 万円の工事でございますけれども、その 1,000 万円の舗装する工事の中には、約 35%分の水道で所有する土地の分も含まれておりますので、その面積比率に応じて水道から負担金を一般会計がいただいて、いわゆる割り勘で全体的な舗装をしようということが補正予算の概要でございます。ですから、水道の用地について一般会計で補正するものでもなく、割り勘をいただいて費用の負担をもらって、工事の発注としては 1 本として、効率化を求めて 1 本で発注するというこの内容でございます。

それから、水道用地を一般会計の方で使うのかと。それで、それに対して使用料も払うべきではないかという御質問でございましたけれども、これは土地の所有区分に応じて、水道は水道としての舗装工事をするものであって、それについては水道の方の公用車、それから水道に関するお客様の駐車場としてそれは整備するものであります。

残る薄く網かけをしている部分につきましては、これは市民活動サポートセンター、それから史遊館、いわゆる一般会計部門の方で使用するということで行うということになります。

したがって、一般会計から水道の方に使用料を払うということになると、これは一般会計部分で使う部分ですからといって、いわゆる排他的に使用する、ですから水道に用のある人はここにはとめないでくださいという使用形態になるのかということになってしまいますので、一般的には一般の市民は水道の用地であろうが一般会計の用地であろうが関係なく駐車されますので、それは相互に共用し合おうということの趣旨でございます。したがって、負担金のやりとりはないということでございます。そういうことで御理解をいただければと思います。

○藤原委員

現在の土地所有関係で言えば、土地所有者が自分の土地の整備を負担するというのは、これは当たり前だからね。これは私はそういうふうになると思いますよ。

今後の問題で言うと、原則は水道が使うんだと。ただし、実際上の話は相互乗り入れていろいろなことあるだろうということだね。まあ、その辺でいいことにしておくけれどもだよ、しておくけれどもね、経過からしたらね、あなた方の説明はね、やはり説得力がないんですよ。電力から土地を買って、余分な分まで水道に負担させて土地をあてがったんですよ。だから、水道の方は考えて、遊休土地を有効に考えるとして、いわゆるその 30 台分をね、職員親交会に貸して、年間 300 万円だか 400 万円だか 500 万円だか忘れたけれども、稼いでいた時期があるんですよ。だから、その経過を見たらね、水道でね、この駐車場までは要らないというのは、経過的に見ればね、これははっきりしているんですよ。ただ、現局面でそういうふうに皆さん方が言い張るから、水道はあくまでもここを使うんだとね、所有関係区分に従ってその負担をして、あとは市民の方はサポートセンターを使うときに水道のところを使うこともあるかもしれないし、サポートセンターの方の駐車場を使って水道に行く人もいるかもしれないので、そこはお互いさまだというふうなことな

んだけれどもね。私は、まあ、現在の所有関係からいうとしようがないんだろうと思うけれども、経過からするとやはりおかしいですよ、これは。以上です。

○昌浦委員

同じこの図面を使ってちょっとお聞きしたいんですけども、市民活動サポートセンター、図面を見ていただくとその右の方に工事対象区域と書かれた文字あたりにですね、ちょっと大きな木があるんですね。この木やなんかはそのまま現況を残したまま舗装になるのか。

それともう1点。その木のところなんですけれども、何センチだろうな、10センチかそこらが段差があるんですね。ちょうどこの灰色の網かけの部分のように、サポートセンターの方に、史遊館の方からサポートセンターの方に真っ直ぐ伸びたようにね、何センチだろうな、10センチぐらいの段差があるんですけれどもね、それは段差解消はするんでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

はい、まずはあそこにあるスズカケの木ですね。あと、築山もございますけれども、それはそのままでございます。

それから、おっしゃるとおりで段差といいますかね、それがちょっとあるんですけれども、それもそのままでございます。史遊館までは伸びておりませんで、史遊館の前といいますか、そこは、もう水道に行くところはずっともうフラットなので、特に問題もないものですから、まあ、むしろそこに段差があった方がですね、スズカケの木の前あたりにとめるあたりがちょうど出やすくなるというか、うまく土地を利用してやれるのかなというふうに思っておりますので。

○昌浦委員

多賀城市役所は略すのがお好きなようでね、コミプロというのをやっていらっしゃるでしょう、夕方。コミュニティプロジェクト、夜やっているんですよ。夜行くとね、あの段差がとんでもなくおっかないですよ。見えないんですよ。こないだもごとんと落ちた人がいるんですけれども、安全だ云々なんておっしゃっているのは、そんなのはとんでもない話だと私は思っているんですけれどもね。運転する人によってはあそここのところの段差、落ちている人がいるんですけれども、その辺をわかっておっしゃっているのかな。どうなんですか。

○片山地域コミュニティ課長

がたんとなった方がいたというのは、ちょっと知りませんでした。あそこ、ちょうどそういう黄色い表示があるので、ちょっと見やすくなっていることはあるんですが、そういった御意見も含めながら、そういった危険のないような形で整備をしていきたいというふうに思います。

○昌浦委員

危険のないように整備をするんだったらフラットにした方がいいんですよ。どうなんですか。

○片山地域コミュニティ課長

はい、それも視野に入れて設計をいろいろお願いしたいと思います。

○昌浦委員

視野に入れて云々なんてね、おっしゃっていいの。やるならやる、そういうふうだね、答弁というのはやはり明確にしてほしいんですよ。基本的に危ないというふうに指摘があるということだね、私どもしておるんですよ。だったら、大した金額じゃないというか、グレーダーの一つぐらいでかけばね、施工できるような気がするんだけれどもな。どうなんですか。事務屋さんじゃなくて技術屋さんで、少し盛り上がったぐらいの地形のやつはね、施工上この 1,000 万円の予算でできるかどうかですよ。どうなんですか。

○鈴木道路公園課長

段差につきましては、私も承知しております。実際にですね、あそこにつきましては、現在の予算の中ではその周りの舗装そのものを全部切ってやり直すというふうなことではなくて、あくまでも周りの舗装を生かした中でやっていくというふうな予算計上でございます。

しかしながら、実際にその段差の部分につきましては、今後ちょっと測量等をさせていただいて、なるべく安全なような格好で整備をしていきたいと思っております。そして、どうしても段差等が残るような場合につきましては、安全なようにですね、デリネーターのような光るものであるとか、そういったもので対応していきたいというふう考えております。

○昌浦委員

実はね、あそこなんですけれどもね。今から何年前になるんでしょうかね。まさに何かの祭りがあったときね、あそこの駐車場がもうフルな状態、満杯な状態になっていましてね、出るに出不られる御婦人がいたんですよ。ここに関係者の人がいるんです、実は、その方の奥さんですから。それでね、「怖い」と言うのでね、私運転させてもらって、「では、あなた見ていなさい」ってね、何回切ったかな、ようやく出たんです。そのときタイヤが大きいね、何ていうんですか、ラウンドクルーザーだったからね、では、この段差、乗り越えられるから大丈夫だよなというので、ようやく出たということがあるんですよ。あれ、知らない普通の軽なんかのタイヤだったら、あれ、かなり衝撃あるということだけ皆さん御承知くださいね。

それで、もし予算上ね、ちょっと大変なんだったら、今御答弁があったように、暗いときなんです、怖いのは。だから、光るものとかね、あるいはフェンスみたいなものを作って、ここは危ないよというようなことはね、やはりいわばこの管理者である多賀城市がですね、安全に関してきちっと配慮してほしいと思うんですけれども、もう一回、そういう形ということで答弁だったようなんですけれども、再度御答弁をお願いします。

○澁谷総務部長

地域コミュニティ課の関係は総務の方に該当しますので、私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

工事の中身の安全の確認の部分につきましては、設計担当の方と十分その辺は協議していきながら、安全に駐車なり出られるようなことを考えていきたいと思っております。以上です。

○竹谷委員

さっき藤原委員、矛先をおさめたので、これ以上言うことないのだが、ただこの水道敷地については、過去からいろいろなあれががありますので、今水道事業所がある程度経営が安定しているから 350 万円でもいいよとなっていますけれども、これ、水道事業所が経営が

危機になってくると大変なことになってくると思うんです。ですから、水道で必要な面積はこのぐらいだと、それで必要でないのは当面このぐらいだというものをきちっと出して、それを一般会計なり何かで買い取るということも視野に入れて私はやっておくべきだと思うんです。多分水道の公用車は10台ぐらいしかないでしょう。それなのに32台にまだ空き地が残っている。やはり企業会計ですから、効率のいい企業運用をするにはそこまで、買った当時はいろいろあったけれども、やはり踏み込んでそこまで私は調整していくべきだというふうに思うんですけれども、その辺は総務部長と水道管理者がよく御相談をして、しかる方法を検討していただきたいということをお願いだけしておきます。答弁は要りません。お願いだけしておきます。よろしく申し上げます。

○尾口委員長

以上で質疑を終結いたします。

○尾口委員長

これより議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第29号 平成21年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○尾口委員長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○尾口委員長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算（第1号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○尾口委員長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○尾口委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第 29 号から議案第 31 号までの平成 21 年度及び平成 22 年度の補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 34 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 尾口 好昭